

5月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和8年5月26日（火）
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第16号 公の施設の指定管理者制度に係る関係条例の整備について・・・資料1（スポーツ振興課）
 - 日程第5 議案第17号 藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について・・・資料2（スポーツ振興課）
 - 日程第6 議案第18号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部改正について・・・資料3（スポーツ振興課）
 - 日程第7 議案第19号 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会委員の委嘱について・・・資料4（スポーツ振興課）
 - 日程第8 議案第20号 藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について・・・資料5（生涯学習課）
 - 日程第9 報告第10号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について・・・資料6（生涯学習課）
 - 日程第10 報告第11号 令和7年度一般会計補正予算（第12号）について・・・資料7（教育総務課）
 - 日程第11 報告第12号 教育委員会の後援名義等使用について・・・資料8（教育総務課）
- 4 出席委員

教育長	見浪 陽一
教育委員(教育長職務代理者)	足立 義幸
教育委員	富山 昌克
教育委員	原 明子
教育委員	永井 由美子
- 5 教育部出席者

教育部長	村本 匡成
教育部理事	重尾 隆之
教育部次長兼教育総務課長	中村 真也
生涯学習課長	辻野 智一
学校教育課長	田中 守
学校教育課参事	豊崎 容子
文化財保護課長	松田 嵩裕
スポーツ振興課長	八木 淳一
図書館長	國頭 順子
- 6 欠席

7 書記 教育総務課主幹 田名出 隆行

8 傍聴者 0人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○見浪教育長

皆さん、こんにちは。それでは、5月定例教育委員会会議を始めます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、富山委員よりお願いいたします。

続きまして、前回令和8年4月21日の定例教育委員会会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願いいたします。

次に、教育長報告ですけれども、今回は特にございません。それでは会議次第に従いまして、議事に入ります。本日は、議案が5件、報告事項が3件となっております。

それでは、まず議案第16号 公の施設の指定管理者制度に係る関係条例の整備について、スポーツ振興課長、説明願います。

○八木スポーツ振興課長

それでは、まず議案第16号 公の施設の指定管理者制度に係る関係条例の整備について、説明させていただきます。資料1をご覧ください。

現在、本市の屋内・屋外スポーツ施設となる市民総合体育館ほか8施設の管理運営につきましては、教育委員会の委託となっておりますが、今回、これらの施設管理運営に対し、民間活力である指定管理者制度を導入することで、市民サービスの向上と経費節減を図ろうとするものです。

今後の予定といたしましては、【資料1】参考資料にもございますように、令和9年4月からの導入に向けて、適宜手続きを進めてまいります。まず6月議会におきまして、関係条例の改正を行おうとするものです。関係条例は藤井寺市立市民総合体育館条例ほか3条例あり、主な改正点といたしましては、いずれの条例も施設の管理運営を「藤井寺市教育委員会」から「指定管理者」に改正し、また、「使用料」や「使用者」をそれぞれ「利用料」、「利用者」に改正するものです。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。なにとぞご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○原委員

指定管理者制度の導入が、もっと前からではなくてこのタイミングとなった理由は何かあるのでしょうか。耐震工事が関係していたりするのですか。

○八木スポーツ振興課長

現在、市民総合体育館及び他スポーツ施設につきましては、市から建物の総合管理業務委託という形で委託をしております。この委託については5年間の長期継続契約を結んでおりますが、この契約が令和8年度末で切れるタイミングであることが理由の一つでございます。

それともう一つの理由としましては、以前から行財政改革の推進という中で、市民総合体育館については指定管理者制度の導入についても議論は行われていたのですが、同じ頃に複合施設整備の検討も行われていたことから、一度指定管理者の導入を先送りいたしました。結果として、市民総合体育館については複合施設整備ではなく、耐震補強を行うこととなったため、このタイミングで指定管理者制度の導入となったものでございます。以上でございます。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○永井委員

この指定管理者制度についてですけれども、今回はスポーツ振興課に関係する施設について説明していただいたところですが、それ以外に藤井寺市では指定管理者制度を使っておられる施設はあるのでしょうか。

○八木スポーツ振興課長

現在、指定管理者制度を導入している施設といたしましては、市民総合会館、福祉会館、老人福祉センター松水苑、それから藤井寺駅南駐輪・駐車場と土師ノ里駅前駐輪場がありまして、教育委員会施設は今回初めての導入ということで手続きを進めております。

○永井委員

メリットも多いと思いますので、ぜひ進めていただけたらと思っております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第16号 公の施設の指定管理者制度に係る関係条例の整備について、決定ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第１６号 公の施設の指定管理者制度に係る関係条例の整備について、決定させていただきます。

次に、議案第１７号 藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について、スポーツ振興課、説明願います。

○八木スポーツ振興課長

引き続き、スポーツ振興課から議案第１７号 藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について、ご説明いたします。資料２をご覧ください。

現在、津堂・小山地区土地区画整理事業の実施により、その区画整理の対象となっている範囲に津堂市民野球場が設置されておりますが、今後野球場としての使用ができなくなるため、当該野球場を廃止することになります。そちらに伴い、市民運動広場条例から津堂市民野球場を削除するという内容で、６月議会において条例改正を行おうとするものです。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。なにとぞご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第１７号 藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について、決定ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第１７号 藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第１８号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部改正について、スポーツ振興課長、説明願います。

○八木スポーツ振興課長

引き続き、スポーツ振興課から議案第１８号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。資料３をご覧ください。

今回の規則改正におきましては、市民プールの開設期間について、従前の７月２０日から８月２６日までの期間を、７月２０日から８月３１日までの期間と改めるものでございます。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。なにとぞご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。では、私から聞かせていただきますが、この改正は学校の夏休みの期間が延びたことによるものですよね。

○八木スポーツ振興課長

お見込みのとおりです。藤井寺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則において、夏季休業日が8月31日までに改正されたことを踏まえ、市民水泳プールの開設期間も延長しようとするものです。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第18号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部改正について、決定ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第18号 藤井寺市立市民水泳プール条例施行規則の一部改正について、決定させていただきます。

次に、議案第19号 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会委員の委嘱について、スポーツ振興課、説明願います。

○八木スポーツ振興課長

引き続き、スポーツ振興課から議案第19号 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

こちらの委員会につきましては、藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会規則第2条に掲げる、本市の学校体育施設開放事業に係る諸問題について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議することを目的として設置しているものであり、同規則第3条に掲げる選出母体より、候補者を選出し、ご本人の承諾を得て、6月1日付にて委嘱を予定しております。委員の任期は、1年となっております。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。なにとぞよろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第19号 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会委員の委嘱について、決定ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第19号 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会委員の委嘱について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第20号 藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について、生涯学習課長、説明願います。

○辻野生涯学習課長

議案第20号 藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について、ご説明させていただきます。資料5の2枚目の新旧対照表をご覧ください。

社会教育法第13条の規定により、社会教育に係る補助金を交付する場合、社会教育委員を置かない自治体においては、条例に定めるところにより、あらかじめ補助金交付に関する事項を調査審議する審議会の意見を聴いて行わなければならないとあることから、第2条第2号においてこれを規定し、以降の号を順次繰り下げし、第5号において、その他委員会が必要と認める事項について調査審議する旨の規定を新たに定めるものです。また、併せて文言の修正も行わせていただきます。なお、施行日は公布の日とさせていただきます。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。なにとぞご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第20号 藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第20号 藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について、決定ということにさせていただきます。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので、ご報告させていただきます。

まず、報告第10号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、生涯学習課長、説明願います。

○辻野生涯学習課長

引き続き、生涯学習課より報告第10号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、ご報告させていただきます。資料6をご覧ください。

先月の定例教育委員会議でご報告させていただきました、青少年指導員2名の欠員について、今回委嘱が完了し、併せて担当校区の変更をさせていただきました。具体的には、道明寺小学校区の新たな担当として池田 夕佳里氏を委嘱し、同小学校区担当であった前田 久美氏を藤井寺北小学校区に変更しました。また、道明寺東小学校区の新たな担当として石垣 雄一氏を委嘱し、同小学校区担当であった奥村 義彦氏を藤井寺南小学校区に変更させていただきました。なお、学校教職員につきましては、現在調整を行っているところですので、委嘱が完了次第、あらためてご報告させていただきます。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第10号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、承認ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第10号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、承認とさせていただきます。

次に、報告第11号 令和7年度 一般会計補正予算（第12号）について、教育部次長兼教育総務課長、説明願います。

○中村教育部次長兼教育総務課長

それでは、報告第11号 令和7年度 一般会計補正予算（第12号）について、ご説明させていただきます。資料7ご覧ください。

こちらは、藤井寺市議会令和8年第1回定例会において、補正予算を計上したのになっております。一番上に記載しておりますが、市全体での補正額は9,133万4千円となっております。教育委員会事務局分における歳出に関する補正といたしましては、中段以降に記載の通り、学校教育課と文化財保護課の2課となっております。補正額につきましては合計で734万6千円となっております。それでは、内容につきましては、それぞれの課からご説明させていただきます。

○田中学校教育課長

それでは、学校教育課分につきまして説明させていただきます。藤井寺市柏原市学校給食組合負担金について、143万2千円の減額補正を行っております。こちらに関しましては、給食組合の予算執行について不要額が確定したことをうけて、減額補正したものととなります。以上となります。

○松田文化財保護課長

続きまして、文化財保護課分につきまして説明させていただきます。史跡古市古墳群城山古墳の公有化業務に関する土地購入費37万8千円、補償金699万2千円、また、その補償金を算出するための補償物件調査業務委託料140万8千円の合計877万8千円を計上しております。

こちらは、令和7年度の公有化業務につきまして、土地所有者の都合により執行が困難となりましたことから、令和7年度予算の令和8年度への繰越で対応するものでございます。繰越にあたり、物価及び人件費の上昇が見込まれるところ、繰越後の国庫補助金の増額申請ができないことから、補助金不足分の市単費での補填のリスクを回避するため、令和8年度での値上がり相当分を最大限見込んだ金額となっております。なお、同額分の国庫補助金の増額要求も同時に行っております。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第11号 令和7年度 一般会計補正予算（第12号）について、承認ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第11号 令和7年度 一般会計補正予算（第12号）について、承認とさせていただきます。

次に、報告第12号 教育委員会の後援名義等使用について、教育部次長兼教育総務課長、説明願います。

○中村教育部次長兼教育総務課長

それでは、報告第12号 教育委員会の後援名義等使用について、ご説明させていただきます。

今回の報告につきましては、令和8年4月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料8の6件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき、報告させていただきます。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○足立委員

1件目が不承認となっていますが、どのような理由によるものなのですか。

○田中学校教育課長

委員がおっしゃられた1件目の事業につきましては、開催場所が枚方市や千早赤阪村、富田林市となっておりまして、藤井寺市教育委員会後援名義等に関する要綱の中で、事業については「主に藤井寺市民を対象として行う公益性のあるもの」と謳っていることから、開催場所が本市から離れていて、また、参加予定人数のことからも鑑みますと、市民の方々の参加についてはなかなか難しいものであると考えられることから、不承認という判断をさせていただきました。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第12号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第 1 2 号 教育委員会の後援名義等使用について、承認ということにさせていただきます。

本日予定しておりました案件は、全て終了しました。全体を通じまして、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、5 月定例教育委員会会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後 2 時 2 3 分